

博多港港湾計画書（案）

— 軽易な変更 —

平成25年11月

博多港港湾管理者
福岡市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成13年 5月 第20回博多港地方港湾審議会
- ・ 平成13年 7月 交通政策審議会第1回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成15年 6月 第21回博多港地方港湾審議会
- ・ 平成15年 7月 交通政策審議会第7回港湾分科会
- ・ 平成17年10月 第22回博多港地方港湾審議会
- ・ 平成17年11月 交通政策審議会第16回港湾分科会
- ・ 平成20年 6月 第23回博多港地方港湾審議会
- ・ 平成22年 2月 第24回博多港地方港湾審議会
- ・ 平成22年 3月 交通政策審議会第37回港湾分科会
- ・ 平成23年 8月 第25回博多港地方港湾審議会
- ・ 平成25年 1月 第26回博多港地方港湾審議会
- ・ 平成25年 5月 第27回博多港地方港湾審議会
- ・ 平成25年 6月 交通政策審議会第52回港湾分科会

の議を経た博多港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
1 臨港交通施設計画	2
2 土地造成及び土地利用計画	3

変 更 理 由

中央ふ頭地区において、国際旅客機能の充実・強化の観点から、アジア・クルーズの拡大に対応した交通の円滑化を図るため、臨港交通施設計画及び土地利用計画を変更する。

1 臨港交通施設計画

国際旅客機能の充実・強化の観点から、中央ふ頭地区における交通の円滑化を図るため、次の臨港交通施設について計画を変更する。

道路

臨港道路 中央ふ頭1号線

起点 中央ふ頭 終点 臨港道路須崎・東浜線 4車線

[既定計画の変更計画]

既定計画

臨港道路 中央ふ頭1号線

起点 中央ふ頭 終点 臨港道路須崎・東浜線 4車線

2 土地造成及び土地利用計画

(1) 土地利用計画

臨港交通施設計画の変更に対応するため、中央ふ頭地区の土地利用計画を次のとおり変更する。

(今回計画) (単位:ha)

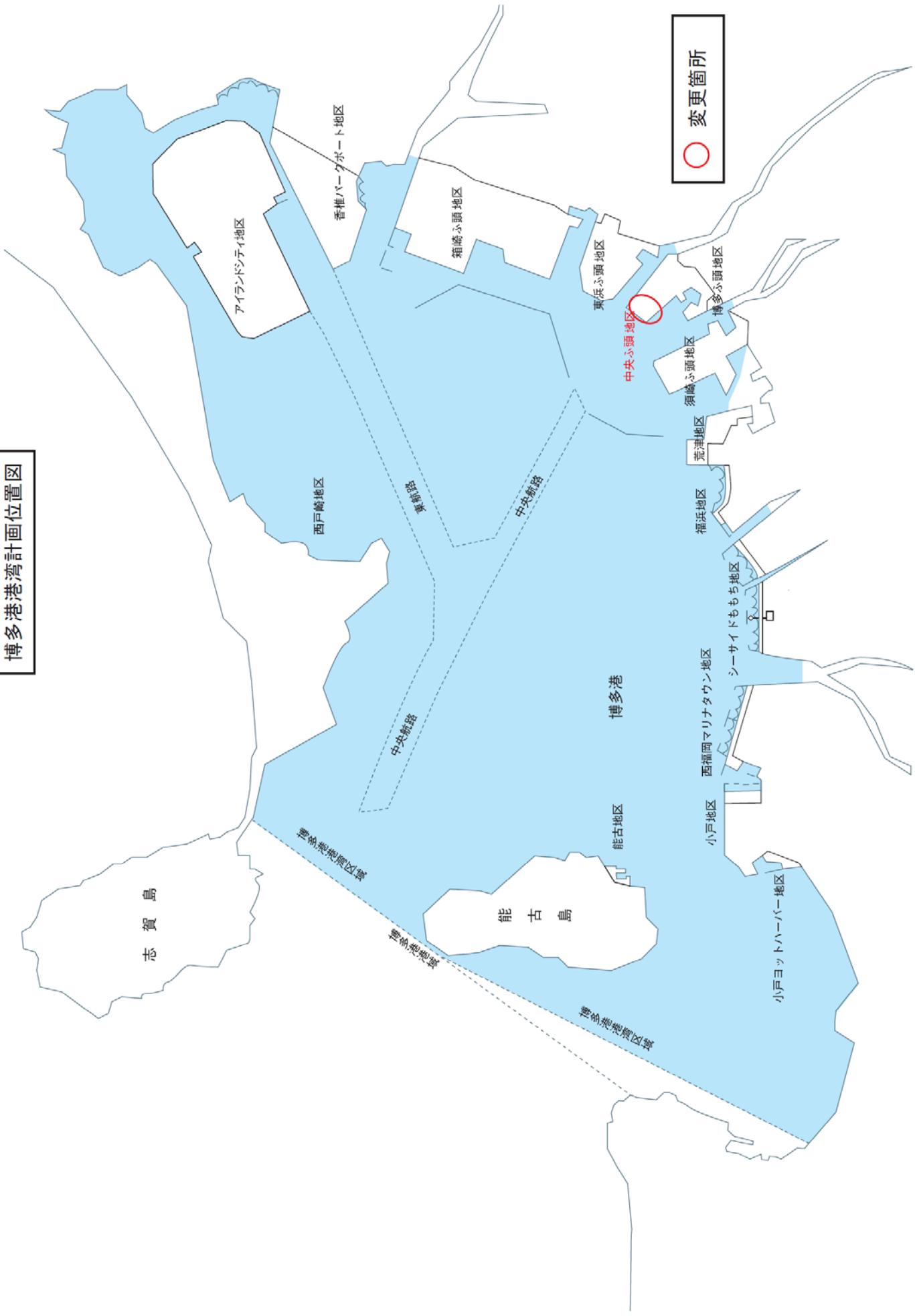
地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	交通機能用地	緑地	合計
中央ふ頭～ 博多ふ頭地区	(21) 21	(17) 17	(14) 14	(13) 13	(3) 3	(68) 68

注1 ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 今回の変更に係る地区についてのみ記載した。

注3 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

博多港湾計画位置図



○ 変更箇所

博多港港湾計画図

